



# 平成21年度において 講じようとする中小企業施策

2009 White Paper on Small and Medium Enterprises in Japan

この文書の記載事項については、数量、金額等は概数によるものがあり、また、今後変更される場合もあることに注意されたい。

<b>第1章</b>	<b>急激な環境変化への円滑な対応</b> .....	308
	第1節 資金繰り対策	308
	第2節 下請企業対策	309
	第3節 官公需対策	309
	第4節 経営安定施策	310
<b>第2章</b>	<b>経営力向上対策</b> .....	311
	第1節 事業再生支援	311
	第2節 事業承継の円滑化	312
	第3節 人材・雇用・福祉対策	313
	第4節 低炭素化促進	314
	第5節 IT化の促進	315
	第6節 その他の施策	316
<b>第3章</b>	<b>新分野への挑戦に対する支援</b> .....	317
	第1節 新事業活動の促進	317
	第2節 海外市場開拓支援	318
	第3節 創業・ベンチャー支援	320
	第4節 技術革新の促進	321
	第5節 知的財産対策	322
<b>第4章</b>	<b>小規模企業の組織連携化対策</b> .....	324
	第1節 小規模企業対策	324
	第2節 連携組織対策	324
	第3節 商店街・商業対策	325
<b>第5章</b>	<b>業種別中小企業対策</b> .....	327
	第1節 中小農林水産関連企業対策	327
	第2節 中小運輸業対策	329
	第3節 中小建設業対策	330
	第4節 中小不動産業対策	331
	第5節 生活衛生関係営業対策	331
	第6節 中小観光業対策	332
	第7節 伝統的工芸品産業対策	332
<b>第6章</b>	<b>その他の中小企業施策</b> .....	332
	第1節 人権啓発の推進	332
	第2節 沖縄の中小企業施策	333
	第3節 調査・広報の推進	333

# 平成21年度において講じようとする中小企業施策

## 第1章 急激な環境変化への円滑な対応

### 第1節 資金繰り対策

2009年度においても不透明な経済情勢が続くと予想されることから、引き続き、緊急保証・セーフティネット貸付などのセーフティネット金融を着実に実施することで、資金繰りに困難を来す中小・小規模企業（以下、「中小企業」）に対する支援を行っていく。

また、経済情勢の変化に対応して、中小企業の新たな資金ニーズを的確に捉えるとともに、個々の中小企業の事業実態や信用リスク等を適切に判断し、不動産担保や保証に過度に依存しない保証・融資を推進する。具体的には、中小企業の保有する在庫や売掛債権を担保にした保証・融資及び売掛債権の早期現金化を推進するとともに、果敢に新事業に取り組む企業や、再建の取り組みを行う企業に対し、長期・安定的な資金として財務体質の強化にもつなげる劣後ローン貸付により、リスクの高い資金供給を積極的に行う。さらに、金融庁と連携し、民間金融機関における中小企業金融の円滑化を促していく。

#### 【具体的施策】

##### (1) セーフティネット金融の充実

緊急保証及びセーフティネット貸付を着実に実施する。緊急保証制度に関しては、経済状況を踏まえながら対象業種の見直しを行う。(継続)

##### (2) 流動資産担保融資保証制度の推進

中小企業が在庫・売掛債権を活用し、一層円滑な資金調達を可能とするため、流動資産担保融資保証を引き続き実施する。(継続)

##### (3) 売掛債権の早期現金化支援の推進

手形流通の減少傾向に対応し、企業間信用を活用した中小企業の資金調達の円滑化を図るため、売掛債権の早期現金化のための措置を引き続き実施する。(継続)

##### (4) 劣後ローン貸付の推進

創業や新事業等に取り組む企業に対して、民間金融機関からの資金調達の円滑化を図るため、劣後ローンによる貸付を引き続き実施する。(継続)

##### (5) 金融庁と連携した民間金融機関による中小企業向け融資の推進

金融庁と合同で民間金融機関に対して中小企業金融の円滑化を引き続き要請する。(継続)

## 第2節 下請企業対策

今後とも、下請企業をめぐる取引環境は非常に厳しい状況が続くことが予想される中、2009年度においても、引き続き下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請代金法」）の厳格な法運用に努めていく。具体的には、①昨年度と同等以上の規模での書面調査、②累犯事業者に対する特別事情聴取、③重大な違反行為に対する措置請求、などを積極的に実施する。

また、「下請代金法」違反行為を予防するため、親事業者等を対象としたセミナー等を開催するとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及啓発を引き続き実施する。昨年度、全国48カ所に設置した下請かけこみ寺においては、2008年度に行った下請取引に係る各種相談を基に作成したマニュアルに基づき、相談体制を強化するとともに、通年的に弁護士相談サービスを実施する。

さらに、中小企業にも仕事が行き渡るようにするため、官公需にかかる中小企業の受注目標の設定を行うとともに、施策の周知徹底を図る。

その他、新たな取引先を開拓したい下請中小企業に対しての受発注情報の提供、商談会開催を通じた販路開拓支援等の事業を行い、下請中小企業の振興を図る。

### 【具体的施策】

#### (1) 「下請代金法」の運用強化

「下請代金法」に基づく書面調査や立入検査を引き続き実施するとともに、累犯事業者に対する特別事情聴取や重大な違反行為に対する措置請求なども積極的に実施する。(継続)

#### (2) 相談体制の強化と下請取引適正化に関する普及啓発

全国に設置した下請かけこみ寺において、相談対応及びガイドライン説明を引き続き実施する。また、親事業者の資材調達担当者や大企業等の経営者層を対象に講習会等も行う。(継続)

#### (3) 下請中小企業の振興

下請の中小企業の振興を図るため、以下の事業を実施する。

##### ①取引あっせん、商談会による販路開拓支援

新たな取引先を開拓したい下請中小企業に対して、ビジネス・マッチング・ステーションにより、受発注情報を提供する。また、広域的な新たな販路開拓を支援するため、緊急広域商談会も開催する。(継続)

##### ②下請事業者への配慮要請等

下請中小企業の経営基盤の強化を図るため、下請事業者及び親事業者がよるべき一般的基準等について、下請取引改善講習会等で周知を図る。(継続)

## 第3節 官公需対策

官公需についての中小企業の受注機会の確保については、引き続き非常に重要な課題であるため、関係省庁と連携して「平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針」を策定するとともに、地方公共団体に対して、国の施策に準じて、必要な措置を講じるよう要請を行う。

## 【具体的施策】

### (1) 「平成 21 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の策定

中小企業向け契約目標比率を引き続き策定する。(継続)

### (2) 中小企業者の受注機会の増大のための各種要請

官公需にかかる中小企業の受注機会の増大のための施策について、引き続き周知徹底を図る。(継続)

## 第 4 節 経営安定施策

今後とも中小企業の経営環境が厳しいと予測される中、2009 年度においても、引き続き中小企業の経営の安定を図るため、(独) 中小企業基盤整備機構（以下、中小機構）が運営する中小企業倒産防止共済制度と小規模企業共済制度の着実な運営と推進を行う。

また、経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に設置されている経営安定特別相談室による相談事業が円滑に実施されるよう支援するとともに、災害等の緊急時に事業の中断を最短にとどめ早期に事業復旧を図るため、BCP の普及や BCP に基づく防災施設整備に対する低利融資を実施する。

## 【具体的施策】

### (1) 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）

取引先の倒産による連鎖倒産を防止するため、中小企業倒産防止共済法に基づく共済事業を引き続き推進する。(継続)

### (2) 小規模企業共済制度

小規模企業共済法に基づき、小規模企業の個人事業主又は会社等の役員に対して、廃業や転職をした場合等に共済金を支給する共済事業を引き続き推進する。(継続)

### (3) 経営安定特別相談事業 【2009 年度予算：0.4 億円】

全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に設置されている経営安定特別相談室による相談事業を円滑に実施するため、日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等を引き続き支援する。(継続)

### (4) 中小企業 BCP 普及の促進

中小企業への BCP の普及を引き続き実施する。また、中小企業者が策定した BCP に沿った防災施設の整備に対して、(株) 日本政策金融公庫（以下、「日本公庫」）による低利融資も引き続き実施する。(継続)

## 第2章 経営力向上対策

### 第1節 事業再生支援

厳しい中小企業の景況回復に関する見通しは未だ得られておらず、今後の更なる悪化を懸念する声が多い中、2009年度においては、極めて重要な施策として位置付けられている中小企業の事業再生支援を一層強化する。このための措置として、2009年度予算には、再生支援協議会の人員増強およびデューデリジェンス費用の増額措置が盛り込まれている。

また、事業再生の手法として、最近注目を集めている第二会社方式による再生支援措置の強化に努める。第二会社方式とは、事業の全部又は一部を、会社分割又は事業譲渡により、他の事業者へ承継させ、第二会社が当該事業を営んでいく組織再編の手法をいう。過大な債務を抱える等により事業の継続が困難となっている中小企業には、当該負債を圧縮する等により財務内容を健全化すれば、事業の継続が可能となるケースも存在するが、第二会社方式は、事業の承継に伴い、負債や赤字部門を切り離すことができるため、画期的な事業再生の手法の一つと位置付けられている。

このように、第二会社方式は抜本的な債務の縮小を可能とするが、当該方式を採用するには、①許認可の再取得が必要である、②多額の資金が必要である、③事業の承継の際の税を負担する必要がある、という3つの課題を克服せねばならない。これらの課題は、再生局面にある中小企業には大きな負担になる。その結果、当該方式を採用できず、企業全体として破産に向かわねばならないケースもある。

このため、第171回の通常国会に提出した産業活力再生特別措置法の改正法案において、中小企業承継事業再生計画を創設し、上記3つの課題を克服しつつ事業の再生を目指す中小企業に対して、当該計画の認定に基づき、①許認可承継の特例、②金融支援、③税負担の軽減措置を盛り込んだ。

#### 【具体的施策】

##### (1) 産業活力再生特別措置法における支援措置の概要

###### ①許認可承継の特例

認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従った事業の承継を行った場合、当該計画に事業の再生の円滑化に特に資するとして定めている許認可の地位の名称を記載しているときは、第二会社が事業の承継とともに、当該許認可の地位を承継する。(新規)

###### ②金融支援

認定を受けた中小企業承継事業再生計画の実施に際して、①第二会社の信用保証の倍枠化、②日本公庫から、第二会社及びスポンサーへの低利融資、③中小企業投資育成株式会社による第二会社の株式保有についての資本金に係る上限の引上げ、を行う。(新規)

###### ③税負担の軽減

認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従った事業の承継の際に発生する登録免許税、不動産取得税を軽減する。(新規)

##### (2) 中小企業再生支援協議会 【2009年度予算：49.7億円】

47都道府県の商工会議所等に設置した中小企業再生支援協議会において、中小企業の再生への支援

を引き続き実施する。

特に、2009年度においては、財務面・事業面の調査費用及び外部専門家謝金の拡充等により、各協議会の支援機能を強化し、地域の中小企業・小規模事業者の事業再生に即応できるサポート体制を整備する。

さらに、産業活力再生特別措置法の改正により、各都道府県の中小企業再生支援協議会が、中小機構に設置された中小企業再生支援全国本部に情報を提供する場合の秘密保持義務を例外的に適用除外する。これによって、全国の中小企業再生支援協議会で培ってきた事業再生に関する知識・ノウハウの集約化を図るとともに、中小企業再生支援全国本部の専門家の助言による中小企業再生支援協議会の能力を向上させる。(継続)

### (3) 中小企業再生ファンド

再生が可能な中小企業への資金繰りの円滑化を引き続き実施するため、比較的小規模な中小企業の再生を支援する従来の地域型に加えて、比較的規模の大きな中小企業の再生を支援する全国型のファンド組成を促進する。(継続)

## 第2節 事業承継の円滑化

2008年5月に成立した中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下、「経営承継円滑化法」）等により、引き続き、中小企業の事業承継を総合的に支援する。

その際、平成21年度税制改正により創設される非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度と「経営承継円滑化法」を一体的に運用することで、事業承継時の障害の一つである相続税及び贈与税負担を抜本的に解決し、事業承継の一層の円滑化を図る。

### 【具体的施策】

#### (1) 非上場株式等に係る納税猶予制度の創設 【税制】

平成21年度税制改正により、非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の10%減額から80%納税猶予に大幅に拡充を図るとともに、対象を中小企業全般に拡大する。また、相続のみならず、株式の生前贈与による事業承継を支援するため、贈与税の納税猶予制度も創設する。なお、猶予された相続税及び贈与税は、一定の要件を満たす場合には免除される。(新規)

#### (2) 事業承継円滑化支援事業 【中小機構交付金】

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするための実務家ネットワークの構築、施策普及説明会等による中小企業経営者等への普及啓発、事業承継問題を総合的に検討するための事業承継協議会の運営等を実施する。(継続)

#### (3) 事業承継支援センター 【2009年度予算：57.9億円の内数】

全国102ヶ所に整備した事業承継センターにおいて、事業承継時に発生する課題に対応したワンストップサービスを引き続き提供する。(継続)

#### (4) 事業承継融資 【財投】

日本公庫において、事業承継資金（株式・事業用資産の買取資金等）を必要とする中小企業者（会社・会社代表者・個人事業主）に対する融資を引き続き行う。（継続）

### 第3節 人材・雇用・福祉対策

2009年度においては、優れた人材と採用意欲のある中小企業とを「橋渡し」する事業や、中小企業の従業員のスキルアップや即戦力人材を育成するための実践型の研修事業を実施する。

その他、景気の変動その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業の予防や雇用の安定を図るため、休業や出向を行うことにより労働者の雇用維持を図る事業主に対して、雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金）を支給する。

#### 【具体的施策】

##### (1) 人材対策事業

不況期を中小企業が優れた人材を確保する好機と捉え、普段は大企業に向かいがちな人材を、地域の中小企業に「橋わたし」する「橋わたし」事業と、職を失った人やこれから職を求める学生が、地域の中小企業が求める人材になるよう、分野ごとに必要となる知識、技能を身につけてもらう「実践型研修」を引き続き行う。（継続）

##### (2) 新現役チャレンジ支援事業 【2009年度予算：19.7億円】

新現役の技術・ノウハウを中小企業に活かすための支援を引き続き実施する。（継続）

##### (3) 中小企業ものづくり人材支援事業 【2009年度予算：3.8億円】

中小企業の人材育成・確保を図るため、各地域の産業界・工業高校・行政等の連携により、企業実習等の実践的教育プログラムの充実を支援するとともに、高専等の設備や教育ノウハウを活用した中小企業の若手技術者育成カリキュラムの普及のための啓発・情報提供を実施する。（継続）

##### (4) 人材投資促進税制 【税制】

中小企業の人材投資を加速させるために、引き続き本税制を実施する。（継続）

##### (5) ジョブカフェ事業

急速に悪化する雇用情勢に対応するため、地域拠点の設置などのジョブカフェサービスのきめ細やかな提供や、隣接地とのネットワークを構築して実施する広域連携マッチングイベントの開催等を引き続き支援する。（継続）

##### (6) アジア人財資金構想 【2009年度予算：34.0億円】

我が国企業に就職意志のある能力・意欲の高い留学生に対して、奨学金の支給や就職支援などのワンストップの支援を引き続き実施する。（継続）

#### (7) 産学人材育成パートナーシップ事業 【2009年度予算：15.1億円】

「産学人材育成パートナーシップ」での検討結果を踏まえた産学連携による人材育成プログラムの開発とその実証等を引き続き実施し、2009年度においては、2008年度採択事業で開発した人材育成プログラムの実証講義の実施や自立促進の取組を実施するほか、各地、複数の大学等での広がりある取組に繋がる新規プロジェクトを採択する。(継続)

#### (8) キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システム開発事業 【2009年度予算：1.2億円】

地域の中小企業への職場体験など民間のアイデア・経験を活用した地域一体型キャリア教育を実現するため、学校と企業との仲介役であるコーディネーターを育成・評価する事業を引き続き実施する。(継続)

#### (9) 中小企業大学校における人材育成事業 【中小機構交付金】

中小企業大学校において、引き続き中小企業支援人材の能力向上のための研修や、中小企業の経営者のための研修等を実施する。(継続)

#### (10) 少子化対策融資制度 【財投】

中小企業者が事業所内託児施設を整備するための資金を、日本公庫から長期固定金利で融資する制度を引き続き実施する。(継続)

#### (11) 中小企業の活力をいかした新たな雇用機会の創出支援

良好な雇用機会の創出を図るため、「中小企業労働力確保法」に基づき、創業・異業種進出、生産性の向上を図るなど活力ある中小企業の人材の確保・育成、魅力ある職場づくりの活動への支援を積極的に推進する。(継続)

#### (12) 労働者の雇用維持対策 【2009年度予算：27.0億円】

景気の変動その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業の予防その他雇用の安定を図るため、休業等又は出向を行うことにより労働者の雇用維持を図る事業主に対して雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金)を支給する。(継続)

#### (13) 地域雇用対策

地域雇用創造の核となる産業における新たな雇用創出を支援するため、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において、当該地域における重点分野で創業する事業主に対し、創業経費及び雇入れについて助成を行う地域再生中小企業創業助成金を支給する。(継続)

### 第4節 低炭素化促進

2009年度は2008年度に引き続き、エネルギー消費の増加が続く業務部門をはじめとする、各部門や中小企業における省エネ対策を促進するため、省エネ設備等の導入を支援する。特に、高性能工業炉等の高い省エネ効果が期待される設備・機器の導入など、費用対効果や政策的意義の高い事業については重点的に支援する。

さらに、民間事業者による先進的な新エネルギー等利用設備の導入事業に対し、事業費の一部を補助する。また、対象設備に係る要件緩和による中小企業への新エネルギーの普及拡大に引き続き取り組む。

その他、国内クレジット制度について、制度の活用が期待される中小企業や、農林業やサービス業など幅広い分野での排出削減を促していくため、中小企業等を対象にした排出削減事業計画の無料作成支援を行う。

### 【具体的施策】

#### (1) 省エネルギー対策導入促進事業 【2009年度予算：12.5億円】

省エネ技術・設備の導入可能性に関する診断事業や説明会の開催等の取組を行うとともに、ESCO事業を活用した中小企業の省エネ設備導入に対する支援を強化する。(継続)

#### (2) 国内クレジット制度 【2009年度予算：約13.7億円】

自主行動計画を策定しておらず、これまで排出削減が進んでこなかった中小企業や、農林業などの幅広い分野で温室効果ガス排出削減を促進するため、中小企業を対象にした無料省エネ診断を含む排出削減事業計画の無料作成支援や審査費用の支援、先進的な排出削減設備導入に対する補助や日本公庫による融資などを活用し、今後更なる排出削減事業の申請受付の増大につなげる。(継続)

#### (3) 環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関連）【財投】

中小事業者の公害対策を促進するため、日本公庫による低利融資を引き続き実施する。(継続)

#### (4) 環境・エネルギー対策資金（新エネ・省エネ設備等関連）【財投】

中小企業における石油代替エネルギーや、省エネルギー性能の高い設備の導入の促進を図るため、日本公庫による低利融資を引き続き実施する。2009年度においては、より小規模な事業者への新エネルギー導入を加速化するため、中小企業事業に加えて国民生活事業においても融資を実施するほか、貸付金利の引き下げも行う。さらに、省エネルギー設備の導入に対する融資についても、貸付金利の引下げを行う。(継続)

#### (5) 公害防止税制【税制】

中小企業者の公害防止対策に対する取組を支援するため、本税制措置を引き続き実施する。(継続)

## 第5節 IT化の促進

2009年度は、中小企業でも安価かつ容易に業務効率化を行える、インターネットを活用したソフトウェア提供サービス（SaaS）の基盤となるシステムや、その上で稼働する販売管理、顧客管理等のアプリケーション、国税申請、社会保険申請など公的申請に係るアプリケーション等を開発する。

また、引き続きIT経営応援隊事業を実施するとともに、ITを必要としている地域のITユーザー・ベンダ間の連携強化を図る「地域イノベーション・パートナーシップ」の推進事業を実施する。

さらに、「地域イノベーション・パートナーシップ」を着実に推進するため、その前提となるIT供給力の強化を図ろうとする地域ITベンダの連携事業に対して支援を行う。

## 【具体的施策】

### (1) 地域イノベーション・パートナーシップ 【2009年度予算：6.1億円の内数】

地域の中小企業等の実態に即したIT化を持続的に推進し、ITによる地域経済の活性化を図るため、引き続き地域イノベーション・パートナーシップを推進する。(継続)

### (2) 地域経済情報化基盤整備事業 【2009年度予算：2.0億円】

地域のITベンダの連携体が情報サービスの高度化を図るために必要となる事業基盤（開発力や技術力）を強化しようとする取組を支援する。(新規)

### (3) 中小企業経営革新プラットフォームシステム開発事業 【2009年度予算：17.6億円】

SaaSの基盤となるシステムや、その上で稼働する販売管理、顧客管理、社会保険申請などのアプリケーションの開発を引き続き実施する。(継続)

### (4) IT経営応援隊 【2009年度予算：6.1億円の内数】

中小企業等がITを有効に利活用して競争力の強化等を図るため、官民の連携支援ネットワークである「IT経営応援隊」を通じた自主的な取組を引き続き促進する。(継続)

### (5) 小規模企業経営支援情報・金融連携事業 【2009年度予算：2.7億円】

小規模企業等の生産性・経営力向上に必要な資金調達力等を高めるため、小規模企業経営支援情報システムを構築する。(継続)

### (6) 政府系金融機関の情報化投資融資制度（IT活用促進資金）【財投】

中小企業におけるIT・デジタルコンテンツの普及変化に関連した事業環境の変化に対応するため、日本公庫による融資を引き続き実施する。(継続)

### (7) 産業競争力のための情報基盤強化税制 【税制】

情報セキュリティを確保しつつ情報基盤を強化するため、本税制措置を引き続き実施する。(継続)

### (8) 戦略的情報化機器等整備事業

中小企業者による戦略的なIT化を進めるため、指定会社による低リース料率での情報化機器等のリースを引き続き支援する。(継続)

## 第6節 その他の施策

## 【具体的施策】

### (1) 中小企業支援センターにおける専門家派遣、窓口相談 【中小機構交付金】

中小機構の各支部において、専門家派遣や窓口相談などを引き続き実施する。(継続)

## 第3章 新分野への挑戦に対する支援

### 第1節 新事業活動の促進

2009年度においても、我が国の優れた技術を有するものづくり企業と農林漁業者との出会いの場を各地で提供することで、新たなイノベーションを生み出しうる新事業創出を図るなど、引き続き、農商工等連携を中心として、中小企業による経営資源又は地域資源を活用した創意工夫ある新商品・新サービスの開発等の事業展開を積極的に支援していくとともに、国際的競争力を併せ持った新たな事業を数多く創出していくよう取り組む。

そのためには、新事業により生み出された新商品等の販路開拓支援が重要であることから、販路開拓に重点を置いたハンズオン支援体制の強化に加え、新商品の更なる品質向上を図るための展示会・商談会を全国規模で実施する。

#### 【具体的施策】

##### (1) 農商工連携の促進支援 【2009年度予算：155.3億円】

農商工連携の促進を通じた地域活性化を図るため、地域中小企業者等の基礎的な技術開発、新たな事業展開の促進、地域産品の国内外マーケットへの販路開拓、専門家によるアドバイス等の各種支援施策の更なる拡充を図る。(継続)

##### (2) 中小企業地域資源活用プログラム 【2009年度予算：112.7億円】

地域資源を活用して、新たな商品・サービスの開発しその市場化に取り組む中小企業を引き続き総合的に支援し、2011年度までの5年間で1,000件の新事業を創出することを目指す。(継続)

##### (3) 新事業活動促進支援事業(新連携・地域資源・農商工連携) 【2009年度予算：60.2億円】

農林水産業者と中小商工業者との有機的な連携を促進する農商工等連携、産地の技術、農林水産品、観光資源等の地域産業資源の活用を促進する地域資源、異分野・異業種の中小企業者同士の連携を促進する新連携などに取り組む中小企業による新商品・新サービスの開発や販路開拓等の取組を支援する。(新規)

##### (4) 各種展示会や商談会等による販路開拓支援

「出会う、ふれあう、地域の魅力」キャンペーン等を通じて、農商工連携や地域資源の活用等により開発した商品・サービスや、魅力ある隠れた地域産品等について、展示会、商談会等を通じて、首都圏等の消費者や流通業者との「気づき」の機会を提供し、商品の品質向上を図るとともに、全国規模での販路開拓・拡大を目指すことにより、地域経済活性化を引き続き推進する。(継続)

##### (5) 農商工連携案件発掘推進事業

優れたものづくり技術を有する中小企業と、地域を支える農林漁業者とのマッチングイベントを開催し、新事業の創出を引き続き支援する。2009年度においては、20回程度のイベントの開催を予定している。(継続)

#### (6) 農商工連携型地域中小企業応援ファンド

農商工連携による創業や経営革新等への支援と地域経済の活性化を図ることを目的として、中小機構による都道府県や地域金融機関と一体となった取組を引き続き支援する。(継続)

#### (7) 地域中小企業応援ファンド

地域の中小企業の創業や新事業展開への支援と地域経済の活性化を図ることを目的として、中小機構による都道府県や地域金融機関と一体となった取組を引き続き支援する。(継続)

#### (8) 市場志向型ハンズオン支援事業 【2009年度予算：20.8億円】

地方ブロック毎の支援拠点にマーケティング等に精通した専門家を配置し、新事業に取り組む中小企業等に対して一貫したきめ細かな支援を行う。2009年度においては、特に販路開拓支援の強化を図る。(継続)

#### (9) 販路開拓コーディネーター事業 【中小機構交付金】

優れた新製品や技術・サービス等を持ちながら、全国市場など広域的な販路開拓を行う手がかりがない等、自ら販路開拓が困難な中小企業に対して、商社OB等の専門家（販路開拓コーディネーター）により、商社・企業に紹介または取次ぎを行い、市場へのアプローチを引き続き支援する。(継続)

#### (10) 地域イノベーション創出研究開発事業 【2009年度予算：65.1億円】

新産業・新事業創出による地域経済の活性化を図るため、企業、大学、公設試等の地域のリソースを最適に組み合わせた研究体が行う農商工連携を重点分野とした実用化技術開発を引き続き実施する。(継続)

#### (11) 地域イノベーション創出共同体形成事業 【2009年度予算：8.8億円】

地域の研究機関等が協働により、企業の技術課題の解決をワンストップで支援するための体制を整備する。2009年度は専門人材（コーディネータ）等による、企業への技術相談等の支援業務を強化する。(継続)

#### (12) 地域の企業立地の促進

企業立地促進法に基づき講じている設備投資の特別償却措置について、2009年度には、当該措置の延長を行うとともに、今後企業立地が見込まれる窯業・土石製品製造業を対象に追加する。また、引き続き企業誘致、人材育成、共用施設整備に対する支援、低利融資等により企業立地を促進する。(継続)

## 第2節 海外市場開拓支援

将来的な少子高齢化に伴う国内市場の縮小に加え、2008年後半からの世界市場の不透明感の増大が見られることから、アジアをはじめ、成長する海外市場への進出や販路拡大などに取り組む中小企業に対して、引き続き、情報・人材・資金調達面での海外展開支援の推進及び進出後の円滑なビジネス遂行のための事業環境整備に向け、ジェトロ、中小機構など関係支援機関と総力を挙げて支援していく。

具体的には、輸出支援事業として、2009年度は海外コーディネーターを大幅に増員配置し、海外市場の情報収集・提供やマッチング支援などの強化を図る。また、JAPANブランドの確立を目指し、その海外販路開拓まで戦略的に支援するため全国事務局を設置し、輸出戦略プロデューサーを中心に情報発信・広報等の戦略的プロモーション、海外見本市等への出展やバイヤーとのマッチング等を行う。

さらに、海外での事業開始または拡大を目指す中小企業に対して、貸付対象や資金使途の拡充を図ることで、より一層の長期的・安定的な資金の貸付を行う。

### 【具体的施策】

#### (1) JAPANブランド戦略展開支援事業 【2009年度予算：13.1億円】

JAPANブランドの確立を目指し、ブランド創成から発展に向けた段階的支援を行う。2009年度においては、特に海外に向けた情報発信・広報、海外見本市等への出展等を重点に置き、100件程度の支援を実施する。(新規)

#### (2) ジェトロによる中小企業の海外展開支援 【2009年度予算：26.3億円】

ジェトロにおいて、中小企業の海外展開を支援するため以下の事業を実施する。

##### ①中小企業輸出支援事業

地域産品等の世界市場への販路開拓を促進させるため、世界各地で開催される展示会等における出展支援等を引き続き実施する。2009年度は、海外コーディネーターを大幅に増員配置し、商談前後における情報提供からフォローアップまで、きめ細やかな支援を実施する。また、新興国等の海外市場に向けて、市場開拓の足がかりとなるような現地市場の視察、現地関係者との意見交換、マッチングや商談機会の提供のためのミッションの派遣や、国内各地に専門家を配置し、有望産品の発掘・選定をおこない、各種アドバイスなど輸出実現に向けた支援をおこなう。(継続)

##### ②中小企業海外進出支援事業

中小企業の新興国市場等における事業展開を加速させるため、戦略的なミッション派遣や現地でのワンストップ支援機能の強化、事業環境の整備や法制度、税務、労務等の専門性の高い経営課題に関する情報提供やアドバイスなどの支援を引き続き実施する。(継続)

##### ③中小企業産業協力強化事業

国内各地における産業交流事業案件を採択し、セミナーや外国企業との意見交換会、商談会を実施するほか、我が国中小企業の海外での起業等を支援するためのワークショップ等を開催する。(継続)

##### ④中小企業情報提供事業

他の支援事業の基礎となるような中小企業の海外展開ノウハウや海外貿易情報等の収集や分析を中小企業に提供する。また、地域産品の輸出促進支援の実績における失敗事例集の作成、その成果をセミナーや個々の貿易相談等に活用する。(継続)

#### (3) 中小機構による中小企業の海外展開支援 【2009年度予算：1.0億円】

中小企業が国際展開を円滑に推進出来るよう、ワークショップの開催や経営支援の観点からの情報整備・提供をおこなう。また、進出先国が自国における我が国中小企業の重要性を理解し、事業環境整備に取り組むよう、中小企業のネットワーク構築、海外の取組に関する情報収集や国際会議を通じた情報発信を行う。(継続)

#### (4) 日本商工会議所による中小企業の海外展開支援 【2009年度予算：0.5億円】

海外6カ所の現地商工会議所を通じて、現地進出中小企業が直面する問題の意見聴取、実態調査及びその解決のための相談業務の実施や、現地政府等への問題改善の働きかけ等を引き続き実施する。(継続)

#### (5) 中小企業の貿易保険利用における企業信用調査料の減免措置

中小企業の貿易保険の利用者を拡大するため、(独)日本貿易保険がその費用を負担する措置を引き続き実施する。(継続)

#### (6) 海外情報提供事業 【2009年度予算：0.7億円】

外交関係のない台湾において我が国中小企業の貿易経済関係を円滑に維持遂行するために、情報収集や調査を引き続き実施し、その結果を広く提供する。(継続)

#### (7) 中小企業国際展開等円滑化推進事業 【2009年度予算：2.4億円】

我が国中小企業の現地法人等の技術・管理能力の向上を図るため、現地法人等の従業員等に対して専門家派遣や受入研修等を引き続き実施する。(継続)

#### (8) 海外展開資金 【財投】

海外展開を目指す中小企業者に対して、日本公庫において必要資金の貸付を引き続き行う。2009年度においては、貸付対象や資金使途の拡充等を図る。(継続)

### 第3節 創業・ベンチャー支援

創業や新ビジネス展開を行う環境は依然として厳しい状況にあることが予想される中で、新規開業の促進や地域雇用機会の創出等の支援を実施する。

そのため、創業塾や経営革新塾を行う創業人材育成事業を行う。また、創業時に必要な資金の円滑な供給を行うため、ビジネスプランの審査により無担保・無保証による融資を行う新創業融資制度に、「地域活性化・雇用促進資金」制度を貸付対象に追加して実施する。

さらに、販路に関する豊富な経験を有する企業OB等と中小・ベンチャー企業のマッチング機会が増加するよう、引き続き販路ナビゲーター創出支援事業による販路開拓支援を行う。

#### 【具体的施策】

##### (1) 創業人材育成事業 【2009年度予算：13.1億円】

新規開業の促進や地域雇用機会の創出等を図るため、創業塾や経営革新塾を引き続き開催する。(継続)

##### (2) エンジェル税制 【税制】

個人投資家(エンジェル)からベンチャー企業への資金供給をより促進させるため、引き続き、本税制の普及啓発を実施し、起業促進の環境整備を図る。(継続)

##### (3) 起業支援ネットワークの環境整備 【2009年度予算：0.4億円】

「起業支援ネットワーク NICE：ナイス」を拡充・充実させ、起業に向けた活動を行っている方や起

業間もない方がより有益な情報を双方向で得られる環境整備を図るとともに、ベンチャー企業の抱える課題等について当該ネットワークを活用した調査を引き続き行う。(継続)

#### (4) 女性、若者／シニア起業家支援資金

新たな技術やノウハウを持ち、競争優位性を備えた中小企業の取り組みを支援して、我が国産業のイノベーションを促進し、経済活性化を図る観点から、「技術・ノウハウ等に新規性がみられる事業」として、エンジェル税制の適用要件を盛り込む等の融資要件の拡充を行う。(継続)

#### (5) 新創業融資制度 【財投】

創業時に必要な資金の円滑な供給を行うため、これから創業する者および創業後2年未満の者に対して事業計画の審査により、無担保・無保証人で日本公庫が引き続き融資を行う。(継続)

#### (6) ベンチャーフェア

中小企業の販路拡大、ビジネスパートナーとのマッチングを図るとともに、ベンチャー企業に対する認知度や創業意識を促進する。(継続)

#### (7) がんばれ！中小企業ファンド

目利き能力や販売ネットワークを有する民間パートナーとともに投資ファンドを組成し、中小企業の経営実態に即した多様な資金供給と踏み込んだ経営支援により、中小企業の新事業展開・第二創業へのチャレンジを積極的に支援するために、今年度もファンド組成を促進する。(継続)

#### (8) ベンチャーファンド

投資会社等が組成する設立7年未満のアーリーステージにあるベンチャー企業への投資・ハンズオン支援を目的としたファンドに対し出資を行い、有望な中小・ベンチャー企業への円滑な資金供給を行う。(継続)

#### (9) 販路ナビゲーター創出支援事業

豊富な経験を有する企業OB等を販路ナビゲーターとして登録し、販路紹介や販売代行業務等につなげるための販路ナビゲーターとのマッチングの場を提供する。(継続)

### 第4節 技術革新の促進

我が国製造業の国際競争力の強化及び新事業創出のため、「中小ものづくり高度化法」を基本に、中小企業の有する優れたものづくり基盤技術の高度化を図ることが重要である。あわせて、研究開発成果を調達・事業化などの「出口」につなげる仕組み作りや知的財産の活用などについても推進していく。

そのため、2008年度に引き続き、地域・ものづくり中小企業を主体とした共同体により行われる研究開発等を促進し、我が国経済の国際競争力強化、新産業創出を図る。

また、革新的でリスクの高い研究開発を行う中小・ベンチャー企業の有する新技術の事業化を支援するため、他の省庁・独立行政法人と協力・連携して調達可能性のある研究テーマ等を設定し、段階

的競争選抜方式の導入等により、中小企業技術革新制度（SBIR 制度）を革新する。

### 【具体的施策】

#### (1) 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた総合的支援

「中小ものづくり高度化法」に基づき、指針に沿った研究開発計画について認定を行い、認定された中小企業者に対して、戦略的基盤技術高度化支援事業や日本公庫（中小企業事業）による低利融資、特許料等の減免などの支援を実施する。（継続）

#### (2) 中小企業技術革新制度（SBIR）に基づく支援

新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等の指定、支出の目標等の方針の作成などにより中小企業等への支出の機会の増大を図る。さらに、その技術開発の成果を事業化につなげるために、特許料等の減免措置、特別貸付制度、信用保証の特例、入札参加の特例措置、国等段階的競争選抜方式などを新たに実施する。（継続）

#### (3) 川上・川下ネットワーク構築支援事業 【2009 年度予算：1.9 億円】

基盤技術を担う川上の中小企業と川下産業間の緊密なコミュニケーションを図るため、川上中小企業と川下産業との出会いの場の創出やネットワーク構築に向けた取組を支援する。（継続）

#### (4) 研究開発促進税制（中小企業技術基盤強化税制）【税制】

中小企業者の研究開発を促進するため、本税制措置を引き続き実施する。（継続）

#### (5) 中小企業等製品性能評価事業 【2009 年度予算：9.8 億円】

公的研究機関の高度な研究資源を活用した中小企業との共同研究を実施するとともに、中小企業が開発した製品の性能を評価し、評価結果の PR 等を行うことで、実証研究から販路開拓までを支援する。（新規）

#### (6) イノベーション実用化助成事業 【2009 年度予算：34.6 億円の内数】

我が国の産業技術の向上を図るため、研究開発型中小企業等による実用化開発に対する助成支援を引き続き実施する。（継続）

#### (7) 大学発事業創出実用化研究開発事業 【2009 年度予算：21.0 億円】

大学等の研究成果を活用して実用化を目指す研究開発に対して、中小企業等が研究資金を拠出すること等を要件として必要な資金の一部を補助する。2009 年度においては、より実用化可能性の高い事業を新規採択し支援を行う。（継続）

## 第 5 節 知的財産対策

中小企業は大企業と比べ自らの知的財産を保護するための十分なセクションやスタッフを持つことが難しいことから、知的財産制度に関する啓発、知的財産保護のための外部人材の活用等が重要な課題となっている。2009 年度においても、中小企業に対する特許料負担の軽減、相談対応や人材派遣

等の事業を実施する。

### 【具体的施策】

#### (1) 研究開発型中小企業に対する特許料等の軽減

積極的に研究開発を行う中小企業に対し、審査請求料や特許料（第1年分から第3年分）を半額に軽減する措置を引き続き実施する。（継続）

#### (2) 知財駆け込み寺

中小企業が抱える知的財産に関する課題を解決するため、知財駆け込み寺において、相談の受付や支援機関への取次ぎなどの支援を引き続き実施する。（継続）

#### (3) 特許出願技術動向調査 【2009年度予算：6.0億円】

研究開発戦略や知的財産戦略構築を支援するために、日本が推進すべきと定められた8分野を中心に技術テーマを選定し、特許出願技術動向調査を通じた情報発信を引き続き行う。（継続）

#### (4) 知的財産制度、産業財産権制度に関する普及

知的財産権制度に関する初心者向けや実務者向けの説明会、各種セミナーを開催するほか、産業財産権侵害に対しても相談業務を実施し、制度の普及をはかる。（継続）

#### (5) 地域中小企業知的財産戦略支援事業 【2009年度予算：2.2億円】

中小企業に対して、一定期間集中的に知的財産の専門家等を派遣し、知的財産を経営に活かすことを支援する。（新規）また、戦略的に外国出願を行おうとする中小企業に対して、その出願を要した費用を支援する。（継続）

#### (6) 中小企業等特許先行技術調査支援事業 【2009年度予算：6.4億円】

中小企業等の審査請求前の特許出願について、審査請求するか否かを判断する際の参考となる情報を提供し、中小企業の権利取得を引き続き支援する。（継続）

#### (7) 早期審査・早期審理制度 【2009年度予算：1.3億円の内数】

中小企業者等が早期に特許を取得できるようにするため、通常に比べ早期に特許の審査又は審判を受けられる制度を引き続き実施する。（継続）

#### (8) 特許流通促進事業 【2009年度予算：25.8億円】

農商工連携などの他事業や、専門家人材との連携を推進し、知的財産の活用を引き続き促進する。（継続）

#### (9) 中小企業知的財産権保護対策事業 【2009年度予算：2.9億円】

（独）日本貿易振興機構の有する海外ネットワークを活用して、中小企業の個別要望に基づいた知的財産権の侵害状況調査等を引き続き実施する。（継続）

## 第4章 小規模企業の組織連携化対策

### 第1節 小規模企業対策

地域力連携拠点について、昨年度事業の評価を踏まえて、事業推進機関の見直しを実施する。その上で、2008年度に蓄積された経験・ノウハウを、全国の地域力連携拠点で共有しながら、金融機関や農協などのパートナー機関等と連携して、窓口相談等を通じた新事業の掘り起こし、経営課題の把握や課題解決に向けた戦略の立案支援、専門家派遣やビジネスマッチングなどのワンストップサービスの充実に努める。

このほか、経営基盤が脆弱であり、担保・信用力に乏しい小規模企業を金融面から支援するため、小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資制度）において、無担保・無保証人の融資を実施する。

#### 【具体的施策】

##### (1) 地域力連携拠点 【2009年度予算：57.9億円】

全国327ヶ所に拡充した地域力連携拠点において、新事業の掘り起こし、経営課題解決に向けた戦略の立案支援や専門家派遣などのワンストップサービスを引き続き実施する。（継続）

##### (2) マル経融資制度

日本公庫（国民生活事業）において、引き続きマル経融資を実施する。（継続）

##### (3) 小規模企業設備資金導入制度（設備資金貸付・設備貸与）

小規模企業の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入を促進するため、設備資金の無利子貸付及び設備貸与を引き続き実施する。（継続）

### 第2節 連携組織対策

中小企業組合における事業運営が健全かつ活発化するよう、引き続き、組合設立指導等を行うとともに、出入国管理及び難民認定法の改正を契機に中小企業連携組織支援のための専門機関である全国中小企業者団体中央会を通じて外国人研修・技能実習制度円滑化対策事業を実施する。

さらに、中小機構において、都道府県と協力して、引き続き事業協同組合等が共同事業の用に供する施設を整備するのに必要な資金の支援を行う。

#### 【具体的施策】

##### (1) 中小企業組合制度

中小企業組合の事業運営全般の信頼性が一層向上し、また、共済事業の健全な運営が担保されるよう引き続き普及を図る。（継続）

**(2) 外国人研修・技能実習制度円滑化対策事業**

全国中央会においては指導員の研修を行い、都道府県中央会を通じて、関係法令の普及・啓発のための研修会事業を行う。また、関係法令の整備後に適合したモデル規約類（受入事業協同組合と中小企業との間で定める研修事業に関する規約類）を作成・提示し、当制度を実施する組合における規約等の制定を促進する。（継続）

**(3) 中小企業団体中央会 【2009年度予算：11.6億円】**

中小企業が組合等の連携組織を活用して生産性の向上等を図ろうとする活動に対し、引き続き全国中小企業者団体中央会を通じた支援を行う。（継続）

**(4) 高度化融資による設備資金の支援**

中小機構において、都道府県と協力して、引き続き事業協同組合等が共同事業の用に供する施設を整備するのに必要な資金の支援を行う。（継続）

**第3節 商店街・商業対策**

小売業を巡る事業環境が引き続き厳しさを増している一方、少子高齢化が進み地域コミュニティの機能低下が懸念されており、地域住民からは、商店街が地域に根ざした存在として、地域コミュニティを維持・発展させる役割を担うことへの期待が高まっている。

そうした状況の中、地域コミュニティの核となる商店街等の果たすべき社会的、公共的役割の向上を通じて商店街等ににぎわいを創出し、活性化を図ることを目的として、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案（以下、「地域商店街活性化法案」という）を2009年3月に国会に提出した。本法律案を核として、地域住民に役立ち、地域の魅力を発信する「商店街ならでは」の取組に対し、補助金、税制、人材育成などの総合的な支援を行う予定である。

また、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、中心市街地活性化法に基づき「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」の双方を一体的に取り組む地域（認定基本計画下の中心市街地）において、民間事業者、商業者等が地域と連携を図りながら実施する商業活性化事業に対して、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業を通じて支援を行う。特に、2009年度からは空洞化が生じている中心街をまちづくり会社が不動産の所有と利用の分離を促進して再生する事業に対して、重点的な支援を行う。

**【具体的施策】****(1) 「地域商店街活性化法案」に基づく支援****① 法律の概要**

国が商店街活性化事業の促進の意義や基本的な方向等を示した「基本方針」を策定する。その上で、商店街振興組合等が策定した商店街活性化事業計画、及び商店街活性化事業の円滑な実施を支援する一般社団法人等やNPOが作成した商店街活性化支援事業計画を都道府県及び市町村に意見を聴いた上で、国がその基本方針に照らし適切なものを認定し、支援措置を講じる。（新規）

**② 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例**

地域商店街活性化法の認定を受けた事業を行う小規模企業者（商業・サービス業：従業員数5人以下）

に対し、1/2 以内から 2/3 以内へと設備資金の無利子貸付の割合の引上げを行う。(新規)

### ③中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法の特例により、保険限度額を 2 倍に拡大するほか、補填率の 70%から 80%への引上げ、保険料率の 3%以内から 2%以内への引下げを行う。(新規)

### ④市町村による無利子融資（中小機構の高度化融資）

市町村（特別区を含む。）が地域商店街活性化法の認定を受けた事業者等に対して、認定事業の実施に必要な資金を無利子貸付けする場合に、中小機構がその貸付金の一部を分担する。(新規)

## (2) 中小商業活力向上事業 【2009 年度予算：42.0 億円】

商店街等による、少子高齢化、安全・安心等の社会課題に対応した商業活性化の取組に対して引き続き支援を行い、地域コミュニティの核となっている商店街等のにぎわい創出、活性化を図る。特に、「地域商店街活性化法」の認定を受けた事業に対しては、従来の補助率 1/2 から 2/3 に引き上げることで重点的な支援を行う。(継続)

## (3) 土地譲渡所得の特別控除 【税制】

認定を受けた商店街振興組合等に土地等を譲渡した者に対して、1,500 万円を上限に譲渡所得の特別控除を引き続き行う。(継続)

## (4) 全国商店街支援センターによる人材育成等

全国商店街振興組合連合会、全国商工会連合会等が共同で設立する「全国商店街支援センター」が行う人材育成、ノウハウ提供等の事業を支援する。(新規)

## (5) 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業 【2009 年度予算：58.0 億円】

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、中心市街地活性化法の認定を受けた基本計画に基づき、民間事業者、商業者、認定まちづくり会社等が、地域と連携を図りながら実施する商業活性化事業に対して、引き続き重点的な支援を行う。(継続)

## (6) 商業活性化及び中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業 【中小機構交付金】

中心市街地活性化協議会、中心市街地内外の商店街が抱える様々な課題に対応するため、中小機構に登録された商業活性化に関する専門家の派遣を引き続き行う。(継続)

## (7) 中心市街地活性化診断・サポート事業 【中小機構交付金】

中心市街地活性化協議会・商店街等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、セミナー・ミニシンポジウムや、診断・アドバイスを引き続き行う。(継続)

## (8) 中心市街地活性化協議会運営支援事業 【中小機構交付金】

中小機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に、中心市街地活性化協議会の運営にあたっての相談・情報提供、情報交換の開催、調査研究等を実施し、中心市街地活性化協議会のネットワーク化に向けた総合的な支援を引き続き行う。(継続)

**(9) 商店街振興組合の活動支援事業 【2009年度予算：0.3億円】**

全国商店街振興組合連合会が行う、商店街振興組合や商店街振興組合連合会の事業の円滑な運営を図るための指導や情報提供等に対して支援を引き続き行う。(継続)

**(10) 中小企業等基盤強化税制 【税制】**

小売・卸売・サービス業を営む中小企業者が機械装置等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除する措置を講じる。(継続)

**第5章 業種別中小企業対策****第1節 中小農林水産関連企業対策****【具体的施策】****(1) 中小農林水産関連企業の近代化****①木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業 【2009年度予算：5.0億円】**

外材から国産材への原料転換を図るために必要な加工設備の導入や経営の安定等に必要な資金の借入に対する利子助成と品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給するための機械設備の導入等に対する利子助成やリース料への助成を行う。(新規)

**②食農連携促進事業 【2009年度予算：8.0億円】**

農商工連携の取組を推進するため、地域の幅広い食品産業、農林水産業等の連携を促進し、国産農林水産物を活用した新商品開発や販路拡大等の取組への支援を行う。(継続)

**③競争的資金等により、以下の事業を実施する。****1) イノベーション創出基礎的研究推進事業 【2009年度予算：68.0億円】**

農林水産業・食品産業等のイノベーションにつながる技術シーズの開発とそれを応用・発展させるための研究開発を推進するとともに、ベンチャーの育成に資する研究開発への支援を行う。(継続)

**2) 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 【2009年度予算：65.2億円】**

農林水産業・食品産業の発展や地域の活性化に資するため、農商工連携にも配慮しつつ産学官連携による実用化に向けた技術開発を推進する。(継続)

**3) 民間実用化研究促進事業 【2009年度予算：9.0億円】**

農林水産業、飲食料品産業、醸造業等の発展に資する画期的な生物系特定産業技術の開発を促進することを目的として、民間における実用化段階の研究開発への支援を行う。(継続)

**④食品産業 HACCP 等普及促進事業 【2009年度予算：1.8億円】**

HACCP手法の普及・定着に必要な人材を育成するための研修や HACCP 認知度向上のための消費者団体と連携した普及啓発等を推進する。(継続)

**⑤地域バイオマス利活用交付金 【2009年度予算：111.6億円の内数】**

食品廃棄物を含むバイオマスの利活用推進を図ろうとする地域に対し、リサイクル施設の整備等の支援を行う。(継続)

**⑥食品循環資源経済的処理システム実証事業 【2009年度予算：0.3億円】**

経済的な食品リサイクルを目指す地域のモデル的な取組への支援を行う。(継続)

⑦容器包装リサイクル法制度円滑化推進事業 【2009年度予算：0.4億円】

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の制度全般の定着・浸透等の取組の促進等を図る。(継続)

⑧水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業 【2009年度予算：1.1億円】

漁船、市場、加工場など水産物流通の全段階を通じた HACCP 手法の導入や、欧米等への輸出を目指す水産加工場等への HACCP 手法の導入を支援する。(継続)

⑨特定農産加工資金 【財投】

特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく、特定農産加工業者の経営改善を図るための資金を日本公庫（農林水産事業）等から融資する。(継続)

⑩食品産業品質管理高度化促進資金 【財投】

HACCP 手法の導入を促進するため、食品製造事業者等の製造過程の管理の高度化に必要な施設整備に対し、日本公庫（農林水産事業）から融資する。(継続)

⑪新規用途事業等資金 【財投】

特定農林畜水産物の新規用途又は加工原材料用新品種の採用を推進するための資金を日本公庫（農林水産事業）から融資する。(継続)

⑫食品流通改善資金 【財投】

食品製造業者等と農林漁業者等が安定的な取引関係を構築し、その必要な農林漁業施設の整備等を図るための資金を日本公庫（農林水産事業）から融資する。(継続)

⑬乳業施設資金 【財投】

乳業施設を改善する乳業者に日本公庫（農林水産事業）から融資する。(継続)

⑭木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金 【2009年度貸付枠：1,368億円】

木材の生産・流通を合理化するため、木材産業等高度化推進資金による融資を行うとともに、林業・木材産業の経営改善等を実施するため、林業・木材産業改善資金を融資する。(継続)

⑮水産加工業施設改良資金融通臨時措置法 【財投】

水産加工業を取り巻く情勢の変化に対応して、水産加工業の体質強化等を推進するため、水産加工資金による融資を行う。(継続)

(2) 食料、木材の流通の合理化

①食品小売機能高度化促進事業 【2009年度予算：3.3億円】

消費者ニーズに適確に対応し、食品販売サービスの機能強化等を図るため、中小食品小売業者における食品の製造・加工販売や産直、宅配サービスへの取組等に必要な設備・機器のリース方式による整備を支援する。(新規)

②食品廃棄物発生抑制推進事業 【2009年度予算：0.5億円】

食品産業の食品廃棄物等の発生抑制を促進するため、実際の発生状況を踏まえた上で、発生抑制に係る法制度や取組の具体例の周知を行う。(新規)

③食品産業表示推進事業 【2009年度予算：0.2億円】

原産地表示のためのガイドラインにより自主的に原料原産地表示を進めようとする食品産業界の事業者に対し、ガイドラインに基づく原産地表示が促進されるよう普及を推進する。(新規)

④森林・林業・木材産業づくり交付金 【2009年度予算：132.0億円の内数】

地域の中小製材工場が中核工場と連携した生産品目の転換等のための施設や製紙用間伐チップの安定

供給体制整備を図るための施設整備等に対し支援を行う。(新規)

⑤食品小売業コスト縮減・機能強化構造改善事業 【2009年度予算：0.4億円】

民間団体を通じ、食品小売業者が、適正仕入れ等を実現するコスト縮減のビジネスモデルの実証・普及を行うとともに、農林水産物について、産地の特徴に関する情報、食育の知識などを消費者にわかりやすく、的確に伝達する取組を支援する。(継続)

⑥食品流通高付加価値モデル推進事業 【2009年度予算：0.2億円】

民間団体を通じ、食品小売業者や商店街振興組合等が、生産者団体等と連携して、食品小売業者や商店街の活性化を図るため、地域農水産物を活用したオリジナル商品開発等付加価値の向上を図る取組に対し支援する。(継続)

⑦食品流通構造改善事業 【財投】

食品販売業者等に対し、日本公庫(国民生活事業)から生鮮食料品等小売業近代化貸付を行うとともに、食品流通構造改善貸付制度により、日本公庫(農林水産事業)から融資する。(継続)

⑧乳業再編整備等対策事業 【2009年度予算：46.2億円】

乳業工場の広域的な再編・合理化の更なる促進を図るとともに、高度な衛生管理水準を備えた乳業施設への生産集約等に対して助成する(交付金及び(独)農畜産業振興機構からの充当金を活用)。(継続)

⑨森林・林業・木材産業づくり交付金 【2009年度予算：132.0億円の内数】

品質・性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給する流通・加工施設の設備や乾燥材供給体制の整備、新たな総合利用システムのモデル的構築を図る。(継続)

## 第2節 中小運輸業対策

### 【具体的施策】

#### (1) 倉庫業

経済・社会環境の変化の中で高度化する物流ニーズに対応すべく、施設の近代化及び物流機能の高度化、倉庫の集団化事業を推進する。

#### (2) 自動車分解整備事業

自動車分解整備事業の近代化に必要な資金調達の円滑化を図るため、自動車整備近代化資金制度の適正な活用により、債務保証及び利子補給を行う。

#### (3) 内航海運業

①燃費向上・CO<sub>2</sub>削減効果のある設備、操船技術の普及促進に資する実証実験や人材の高度化、個別の船舶の省エネ診断方法確立の取組みを支援するとともに、省エネ効果・環境負荷低減効果の高い船型の調査・開発を行う。【2009年度予算：0.5億円】

②内航海運暫定措置事業の円滑かつ着実な実施を図るため、同事業に要する資金について政府保証枠の設定による支援措置を講じる。また、前年度に引き続き(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度を活用し、環境にやさしく経済的な新技術を採用した船舶(スーパーエコシップ)の建造を促進することにより、内航海運の活性化を図る。

#### (4) 中小造船業・船用工業

中小造船業及び船用工業の新たな事業活動への取組を支援するため、金融等の所要の措置を講じる。

### 第3節 中小建設業対策

#### 【具体的施策】

##### (1) 人材確保・育成

- ①地域の建設業界と工業高校等が連携した取組みに対し支援を行い、将来の建設産業を支える人材の確保・育成の強化を図る。
- ②女性や若年労働者等の新たな担い手の確保、熟練技能者を活用した取組み等に対し支援を行い、建設技能労働者の確保・育成を図る。
- ③施工現場で中核的な役割を担う、基幹技能者の確保・育成・活用を図る。
- ④優れた建設技能労働者を対象に優秀施工者国土交通大臣顕彰を実施する

##### (2) 組織化・共同化

中小建設業者の事業協同組合等による組織化を進めるとともに、その共同事業の合理的な運営の指導に努める。

##### (3) 経営革新・合理化

- ①「中小企業新事業活動促進法」等の支援施策の活用促進を図り、中小建設業者の創業・経営革新・新連携への取組を推進するための支援及び情報提供を行う。
- ②中小・中堅建設業者の新分野進出等の経営革新の取組を促進するとともに、電子商取引環境の構築を推進する。

##### (4) 経営力の強化 【2009年度予算：4.7億円】

- ①中小・中堅建設企業からの複雑かつ高度な経営相談に対応するための建設業緊急相談窓口の設置や、企業への専門家の派遣を、従来から関係省庁が連携して行っている「ワンストップサービスセンター」の設置に加えて実施する。
- ②中小・中堅建設企業が保有する人材や機材、ノウハウ等を活用し、農業・林業・観光・福祉等の異業種との連携により、建設業の活力の再生や地域活性化に資する取組を支援する建設業と地域の元気回復事業を実施する。

##### (5) 金融の円滑化

建設業の資金調達の円滑化を図るため、建設業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進すること等を内容とした地域建設業経営強化融資制度を2009年度も引き続き実施する。なお、本制度を利用する建設業者は、国の助成により、引き続き金利負担等の軽減が図られることとなる。

##### (6) 地域の中小住宅生産者の近代化・活性化

地域の中小住宅生産者の近代化・活性化を進めるため、住宅市場整備等推進事業を推進し、技術開発、

技能者育成などに対し、支援等を行う。

#### 第4節 中小不動産業対策

##### 【具体的施策】

##### (1) 不動産流通市場の整備 【2009年度予算：0.1億円】

指定流通機構制度のより一層の普及を図るため、同制度に対する消費者の認知度や関心度を高めるとともに消費者から信頼を得ることが必要であり、指定流通機構（レインズ）が保有する不動産取引価格情報を活用した情報提供の取組を支援し、不動産流通市場の一層の整備を促進する。

##### (2) 中小不動産業者に対する金融措置

政府系金融機関による中小不動産業者に対する設備資金等の貸付け、並びに（財）不動産流通近代化センターによる中小不動産業者の協業化円滑化資金、共同施設資金等、事業者団体等の協業化のための資金等についての債務保証及び利子補給を行う。

#### 第5節 生活衛生関係営業対策

##### 【具体的施策】

##### (1) 生活衛生関係営業対策

生活衛生関係営業（以下、「生衛業」）の経営の健全化を通じて、その衛生的水準の維持向上を図り、あわせて利用者と消費者の利益を擁護することを目的として設置した生活衛生営業指導センターにおいて、2009年度は2008年度に引き続き、時代の要求に即した生衛業の振興を図るため、以下の事業を実施する。

- ①生衛業における省エネルギー対策を推進するため、各業種毎のガイドラインの作成等を行う省エネルギー実施促進事業（新規）
- ②生衛業の後継者確保に関する取組を支援するため、若年者の生衛業への就職促進を目的としたインターンシップ制を導入するためのモデル的事業を行う後継者育成支援事業（継続）
- ③大企業の進出等による競争の激化に対して、生衛業がその地域の実情に即した営業形態に転換することを支援するため、検討会の開催、消費者・利用者の意識調査を行うとともに新たに構築された営業形態によるモデル的事業を実施する経営改善推進事業（継続）
- ④生活衛生同業組合連合会等の自主的活動により消費者サービスの向上、地域福祉増進、人材の育成、衛生水準の向上等を図る事業（継続）
- ⑤商店街等の生活圏単位のまちづくりを支援するための検討会の開催、意識調査、生衛業マップの作成等を行うまちおこし推進事業（継続）

##### (2) 生活衛生関係営業に対する貸付

日本公庫（国民生活事業）の生活衛生資金貸付において、1,750億円の貸付枠で行う。沖縄県においては、沖縄振興開発金融公庫が、40億円の貸付枠で行う。

- ①振興計画に基づき営業を行う者に対する設備資金及び運転資金の貸付利率を引き下げる。
- ②省エネルギー設備の対象品目に「太陽光発電設備」、「風力発電設備」を追加、それに係る貸付利率を

引き下げる。

## 第6節 中小観光業対策

### 【具体的施策】

#### (1) 広域・総合観光集客サービス支援事業 【2009年度予算額：3.2億円】

国際競争力のある観光・集客サービス産業を構築するため、地域の特色ある産業などを観光・集客資源として活用し広域的に、幅広い関係者の参画を得て差別化を可能とする独自の戦略を構築し、地域・業種横断的な総合的取組を支援する。具体的には、観光・集客サービス分野において個別の事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤作りを支援（1/2補助、最大3年）する。

## 第7節 伝統的工芸品産業対策

### 【具体的施策】

#### (1) 伝統的工芸品の新規指定

伝統的工芸品の振興に関する法律に基づき、伝統的工芸品への指定の申出があった工芸品について調査、検討を行った後、産業構造審議会の意見を聴いて、伝統的工芸品の指定を行う。（継続）

#### (2) 伝統的工芸品産業振興関連補助事業 【2009年度予算：10.2億円】

伝統的工芸品産業の振興のため、産地の組合や（財）伝統的工芸品産業振興協会が行う需要開拓事業や人材育成事業などに対する補助を引き続き実施する。（継続）

#### (3) 「伝統的工芸品月間」の普及・推進

伝統的工芸品に対する国民の理解を増進するため、毎年11月を「伝統的工芸品月間」とし、伝統的工芸品月間国民全国大会の開催等の普及・啓発事業を引き続き実施する。（継続）

## 第6章 その他の中小企業施策

### 第1節 人権啓発の推進

#### 【具体的施策】

##### (1) 人権啓発

中小企業者等に対して、人権尊重の理念を普及させ、人権意識の涵養を図るため、都道府県等に委託をして人権啓発のための事業（講演会等）を引き続き実施する。

## 第2節 沖縄の中小企業施策

### 【具体的施策】

#### (1) 沖縄の中小企業対策 【2009年度予算：690.0億円】

沖縄の中小企業対策については、沖縄振興開発金融公庫の貸付枠について中小企業等資金貸付規模690億円を確保するとともに、特別貸付制度の拡充、貸付条件の改善等を実施する。

## 第3節 調査・広報の推進

### 【具体的施策】

#### (1) 施策の広報

##### ① 冊子類

中小企業施策のポイントをまとめた「中小企業施策利用ガイドブック」、「中小企業施策総覧」、施策別のパンフレット等を引き続き作成・配布する。(継続)

##### ② チラシ

中小企業の施策を広報するため、毎月発行している政府広報誌「Cabi ネット」に挟み込むチラシを引き続き作成する。(継続)

##### ③ J-NET21 (中小企業ビジネス支援ポータルサイト)

中小企業支援に関するポータルサイトを運営し、必要な情報源にスムーズに到達できるサービス体制を引き続き提供する。(継続)

#### (2) 中小企業白書の作成等

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法第11条の規定に基づく年次報告等(2010年版中小企業白書)を作成するとともに、規模別製造工業生産等指数の作成等を引き続き行う。(継続)

#### (3) 中小企業実態基本調査

中小企業の売上高や従業者数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業実態基本調査を引き続き実施する。(継続)

#### (4) 中小企業景況調査の公表

中小企業の景気動向を把握するため、四半期ごとに中小機構が実施する中小企業景況調査の公表を引き続き行う。(継続)

